

S・N・ダヤニ著

『現代チベット——
その国際法上の地位』S. N. Dhyani, *Contemporary Tibet: Its Status in International Law*, Lucknow, Capital Law House, 1961, viii+164 p.

チベットはいまだ神秘的ヴェールに包まれた土地ともいえよう。その自然、社会、宗教についてはこれまで文献がいくつか出されているが、チベットの政治機構、国際的地位については、ほとんど書かれたことがなかった。しかし1950年の中共の軍事力によるチベット解放、1951年の17カ条協定の締結、1959年のチベット暴動、今度の中印国境紛争という一連の事件は、一躍チベットに対する国際的関心を高め、それに従ってチベットの国際法上の地位はいかなるものかについて意見が述べられるようになったが、それらの意見はかならずしも一致したものであるとはいえない。たとえばC. H. Alexandrowicz-Alexanderは1954年『アメリカ国際法雑誌』(48巻, 274ページ)に「チベットの法的地位」と題する論文で、「中国はチベットに対してなんら権利を有するものではなく、チベットの独立を侵害した」と結論し、これに対してTieh-Tseng Liは、1956年の同雑誌(50巻, 404ページ)に同名の論題で、「チベットは過去および現在においても、中国の一部であったしまた一部である。すべての中国人は、その党派、宗教にかかわらずチベットをかかえるものとみなす」と述べているが、これは前者の意見と根本的に相違している。またOppenheim's *International Law*, 7th ed., edited by H. Lauterpachtはチベットを「名目上中国の保護もしくは従属関係下にある半主権国である」(1巻, 233ページ)と述べ、W. W. Bishop, *International Law Cases and Materials*, 1953はチベットの地位を法的に不明確な実体である(193ページ)と述べている。本書はそこでこのような論議の的になっているチベットの地位を歴史的かつ法的に検討することにより、読者にできるだけ正しい理解を与えることを目的として書かれたものである。このような問題に関する文献はきわめて少ないため、本書の作成には、その点でも苦労があったと思われる。著者はラジャスタン・ローカレッジの助教授である。

本書の構成は、第1章歴史的背景、第2章ダライ・ラマ、パンチェン・ラマ、第3章チベットの政府、第4章

国際法と1911年以前の中国・チベット関係、第5章1912～50年の中国・チベット関係、第6章1951年以後の中国・チベット関係、第7章チベットと国際連合、第8章法律問題、以上8章と14付則からなっている。

第1章においては、8世紀に始まり、とくにその関係を深めた13世紀の元朝を経て、現在に至るまでのチベットの対中印関係の歴史が概観される。チベットと中国との間の従属関係は、18世紀のモスラムの侵入に際してチベットが中国に援助を求めたことに始まるわけであるが、その両者の関係は、中国の中央政府の盛衰により、チベットに対するコントロールがときに脆弱で、中国革命の1912年、中国内戦の1949年、それぞれチベットは独立宣言をなしてはいるが、そのいずれも中国の承認を得ることができず、すみやかに鎮圧されており、また対外関係については第三国は中国を通じて対チベット接近をなしており、明示的・黙示的にチベットに対する中国の権限を認めてきている。そしてこの関係は、1951年5月23日の中国・チベット間の17カ条協定によって確立された。インドはチベットとこれまでもろもろの関係を有してきたことはたしかであるが、しかし単なる精神的・文化的類似性の理由をもって中国・チベットの数世紀にわたる長い歴史を無視し、チベットに対する中国主権の承認を拒絶するような行為がとられるべきではないと述べ、正当な行為を利害関係に結びつけて曲げてはならないとしている。

第2、3章においては、ダライ・ラマ、パンチェン・ラマの起こり、それらの地位、両者の関係、チベットの統治機構、Kashag(大臣会議)、Tshongdu(国会)などについて略述される。著者は現在の第14世ダライ・ラマは政治的教育、訓練が不十分であり、今回の事件の処理は強い性格、思慮分別、遠慮がなくはうまくゆくわけがなく、その地位の喪失、チベット人の人命の犠牲、中印国境紛争の惹起はかれの無力にあるという。そして中国がチベットを完全に支配したことによってダライ・ラマ、パンチェン・ラマの制度そのものに再検討を加えるときがきているが、この2人の地位、威厳を中国主権と調和させ維持する方法としては、かれらとその政治権力、特権を放棄し、一方中国はその宗教的・精神的地位維持を協定によって保障することであるとし、これが本来の仏教的伝統に一致するものであり、かつまた中国・チベットの友和のためになると述べている。

第4章ではチベットが最初の独立宣言をなした1912年までのチベットの地位を論じており、1904年のラサ条約、

1906年の中英条約、1907年の英露条約などの諸規定を検討することによって、その国際法上の地位がいかなるものであったかを明らかにしようとする。これら条約に共通にみられることは黙示的にせよ明示的にせよチベットに対する中国の宗主権を認めていることであり、チベットは対外関係を処理する権利を有していないことである。著者はここで、この当時中国は無力であり、チベットに独立の機会はいくどかあったが、チベットを中国の宗主権下に押しやったものはこれら条約を結んだ関係当事国にも責任があるという。しかしそれは中国が宗主権を有することを認めるがゆえに、関係国は中国を条約締結の相手国とせざるをえないのであり、関係国の責任の云々の問題ではないように思える。またイギリスにしてもロシアにしてもチベットに対する領土的関心はなく、チベットを両国の勢力範囲外に導き緩衝地におこうとしたのであると考えられる。

第5章ではチベットの1912年の独立宣言から、1951年の中共との協定締結により、その両者の関係の不安定な混乱の時期が終わり、新しい関係の開始に至るまでの経過がたどられる。1912年当時の両者の関係は、チベットの無制限の自由、独立の要求と、中国のチベットに対する完全主権の要求というまったくあいれぬ主張が対立し、両者の間に行き詰まりをもたらした。前者はその要求の具体化として独自で1912年モンゴリアと協定を結ぶ。しかしこれはモンゴリアがロシアの影響下にあることから、チベットに対する第三国の勢力の浸透をおそれるイギリスをして、1913～14年のシムラ会議を開催させる原因となり、この会議で中印国境問題で有名になったマクマホン・ラインが設定されることになる。この会議でチベット代表は中国代表の監督下に行動するという従来の実行とは異なり、平等の形で参加したが、依然イギリスはチベットに対する中国の宗主権を認めていた。著者は、当時、チベットは中国支配からの自由、独立を志向する動きをみせてはいるが、チベットは本来地理上の位置、その国民の能力、資源からして、独立主権国家として存在しえない。チベット人は国民の連帯性、独立のため全国民を統合する意欲に欠け、結局、その努力は中途半端なものとなっている。そのよるめきの態度は、シムラ条約のテキストからもうかがえ、それはチベットが中国宗主権下にあることで十分であることを示している指摘するのである。その態度は中国支配からの完全な自由を求めつつも、これまでの長い中国との政治的結びつきを完全に打ち切る程度まで望んでいなかったのである

という。

シムラ会議以後の中国・チベット関係は、イギリスの分割統治政策のチベットに対する適用により、多少の不安定さはあったにせよ、チベットの1949年の再度の独立宣言は、中共の武力解決とそれに伴う1951年の中国・チベット協定の締結をもたらした。両者の関係の不安定に終止符をうった。かくして中国はチベットに対してこれまでにない強力な支配を確立したわけであるが、その後の中国のチベットに対する逐次の中国方式の諸改革の導入は、長い固有の伝統を有するチベットの政治、社会、経済、宗教構造に深刻な影響を与えずにはおかず、ここに1959年の暴動が生ずることが第6章で述べられる。この暴動の勃発の原因となった1951年協定の無視による性急な改革導入をなした中国に向けられる非難に対して、著者は、チベットはきわめて後進的であり、政治、社会、経済などの諸構造の改革は緊要のことであるとしている。しかしチベット人は本来保守的であり、みずから改革をとり入れるような積極さはなく、強制なくして改革は行ないえない。あるものは他のものに影響を及ぼさずして解決できない。改革は不可避免的に他のものに影響を与えるものである。事態の善悪を考慮することなく、ものごとの可否を論ずることは容易であるが、このような態度は基本的問題を混乱におとし入れる。この問題の解決はだれのものでもない、チベットと中国との問題であり、かかる問題に対する容喙行為は慎まねばならないという。そして暴動の結果は、(1)ダライ・ラマのチベット支配、その政治的・経済的特権の永久の喪失、(2)中国のチベットを含む統合完成と伝統的なチベットの自治の終焉、(3)中共政府監督下の地方人民による地方自治の獲得、(4)ラマの土地、財産、特権の剥奪、奴隷、農奴の廃止という社会改革をもたらした。これらの変化・改革は、チベットにおける中国の立場を固め、両者の間にこれまでにもみられなかった以上の親密さを増すと述べられる。

このチベット問題は、1959年国連に提訴されるが、第7章においてこの問題が扱われる。中国・チベット紛糾に関する国連の管轄権自体に関して、著者は法律上、チベットは中国の主権下にあるものであり、これに関する問題は憲章2条7項の国内管轄権の制限を受けて国際連合の管轄事項となりえない。人権および基本的自由の侵害の点については、憲章は人権に関していくつかの規定(序文、第1, 55, 56, 62, 68, 76 etc.)を設けているが、人権理論は、国家の合法的・非合法的行為のいずれ

に対しても国家の遮蔽物となる対立する社会的・経済的・宗教的・政治的およびイデオロギー的合成物を含むものである。人権論が国内問題に突き込むと、それは相手国に対する国家の便宜的な道具となり、冷戦を助長もしくは国際連合の舞台で中傷を許すことになる。人智はいまのところ人権を助長すると同時に国家に非友好的・敵対的非難をさせぬようにする理想的基準を経ておらない。このような尺度のない場合、それは人権、基本的自由の将来の発展を阻害するものであるという。国際連合はこの点に関し、国際世論を喚起する以外は積極的役割は果たせない。その理由としては、(1)憲章は人権、基本的自由の概念を単にうたっただけで、かかる権利の内容を明確に定義していない。(2)多種多様な政治的・経済的・倫理的およびイデオロギー的型の制度の存在はその厳格な普遍的適用を困難なものとしている。人権は不可侵のものであるといえ、それは破滅的なものでないとするば、国際生活の必要に役立ち、異なる社会構造を有するすべての国家に最小限の倫理を与えるものでなければならない。(3)憲章は人権の効果的保障のための適切かつ必要な機構を設けておらず、人権をまやかしのつかまえどころのないものとしている。(4)人権問題は国内管轄権問題と混合することをあげ、人権問題の面からする問題の解決の困難なことを暗示している。そしてこのチベット問題の国連討議は、法律的には国内管轄権の制限があり、政治的には東西冷戦の悪化をもたらすものとして望ましくない。それに加えて、国連はチベットの事態に関する正確な事実をつかんでいない。チベットの政治・社会構造は時代錯誤的なものであり、その改革は期限ぎれのもので、その新生の陣痛はきびしいだろうがよりよき将来の期待において考慮すべきという。

最終章ではこれまでチベットに関してかわされてきた論点がまとめられる。その結論として中国・チベットの関係は保護国と被保護国との関係ではなく、それは従属関係にたったものである。この関係はインドの藩王国に対するイギリスの関係と類似する。ただ異なるのは、中国がそれ自体の内戦や外国の干渉によってチベットに対する十分なコントロールができず、チベットが中国から事実上の独立を得たこともあったことであるが、しかし法律上はあくまでもチベットは、中国の主権下にあったのである。したがってその関係を規律するものは中国憲法であるという。

以上が本書のあらましである。この分野における資料がきわめて少ないという困難を克服して簡潔、明快にま

とめられ、終始はぎれのよい説明を与えており理解しやすい。そしてインドの書物にありがちな議論のある点については意見を述べることをさしひかえるといったことがなく、著者の意見が率直に述べられ読みごたえがある。しかしその半面、小冊であるゆえに、問題点について十分な論議、検討がつかれないといったうらみもあり、一方的論議に終わっているところが目につく。たとえば International Commission of Jurist のチベット報告書 *Tibet and the Chinese People's Republic* の見解は一方的なもので真実に遠いというが(83ページ)、その理由としてあたえられているのは、その陳述がダライ・ラマおよびその一派のものであるというだけで、その陳述についての分析、批判により読者に納得のゆくよう説明していない。また同じことは本書全体を通してみると、本題の検討は、チベット側の主張に対する検討、反論に終始しており、中国側の主張については最終章において触れられるのみでその検討がおろそかにされているように思われる。また1951年協定に違反する性急なチベットに対する中国方式の改革導入についてチベットの実情からする弁護があたえられているが、それはそれとしても、協定違反はそれ自体として批判されるべきであると考えられるが、そのような態度がみられないのは納得のゆかないところである。もっとも問題にされるのは人権と国内管轄権の関係であるが、著者の見解は伝統的国内管轄権理論を固執しており、最近の国際連合などにおける両者の関係についての論議の進展については、目をふさいでいるように思える。誤字、不完全な文章がときにみられ、本書を読みにくくしているのは残念であるが、それらはいずれもとるにたらないものであり、本書はチベットに関しての国際法的考察を与える数少ない文献のひとつとして一読を勧めることのできるものである。

(アジア経済研究所海外派遣員 落合淳隆)

——在德里——